時間単位の年次有給休暇に関する協定書

年次有給休暇を時間単位で付与することに関し、以下のとおり協定する。

（対象者）

第１条　年次有給休暇を時間単位で取得することができる社員は、以下の者を除く全社員とする。

（１）フレックスタイム制の適用対象者

（日数の上限）

第２条　年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は、各年度において各社員に付与されている年次有給休暇（前年度未消化の年次有給休暇を含む。）のうち、５日以内とする。

（１日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休）

第３条　年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、１日分の年次有給休暇に相当する時間数は８時間（所定労働時間）とする。ただし、パートタイマー等で１日の所定労働時間が個別の契約による者は、個別の契約で定めた所定労働時間（１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げる。）とする。

（取得単位）

第４条　年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、１時間単位で取得するものとする。

（取得手続）

第５条　社員が年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、取得しようとする日の３労働日前までに所定の申請書を所属長に提出することにより、申請するものとする。

　　２　突発的な傷病その他やむを得ない事由で、あらかじめ届け出ることが困難であったと会社が承認した場合には、事後の速やかな届出により欠勤・遅刻・早退を年次有給休暇に振り替えることができる。ただし、承認は会社又は所属長の裁量に属するものとし、必ず行われるものではない。

（時間単位年休の取得をした日の勤務）

第６条　時間単位年休を取得した従業員は、その趣旨に従い、できる限り始業時刻前又は終業時刻後の勤務はしないようにしなければならない。やむを得ず始業時刻前又は終業時刻後に勤務した場合であっても、実労働時間８時間までの勤務は時間外手当の対象としない。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は令和元年１２月１日から１年とする。 ただし、この協定の有効期間満了の１ヶ月前までに、事務所又は代表社員のいずれからも異議の申し出がないときは、この協定はさらに１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会保険労務士法人キラリス

代表　　糟谷　芳孝 　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会保険労務士法人キラリス

　　　　　　　　　　　　　　　　　　社員代表　　　　　　 　　　　　　　印